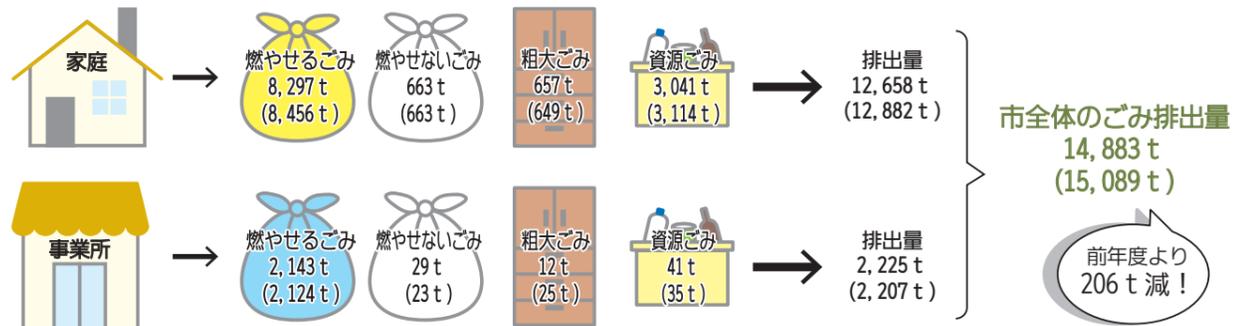


# 平成30年度幸手市のごみ量

ごみ減量化および資源リサイクルは、市民のみなさんのご協力なしではできません。「未来のためにできること」を考え、「混ぜればごみ 分ければ資源」を合言葉に、引き続きみなさんのご協力をお願いします。

## 幸手市内全体のごみ排出量 ※( )前年度



## どうやって処理するの? ※( )前年度



### 野外焼却はやめましょう

「ごみを燃やしていいのがいる」「煙で窓が開けられない」「洗濯物が汚れた」など、ごみの野外焼却に関する苦情が市役所に多く寄せられています。

紙くずを燃やしたり、庭木のせん定した枝葉を燃やしたりして、ご近所に迷惑をかけていませんか。

野外(庭や空き地、ドラム缶など)における廃棄物やごみの焼却は、ビニール類はもちろんのこと、家庭で発生するごみ(紙類や庭木のせん定くずも含む)であっても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の違反行為になります。

廃棄物の焼却は、ダイオキシン類の発生原因となるほか、焼却に伴う煙、悪臭、飛灰などにより生活環境を悪化させることになるので、野外焼却は止めましょう。



なお、つぎのような焼却は禁止されていますが、煙などの発生によって近所迷惑となる可能性があります。やむを得ず焼却を行う場合は、時間帯や風向きなどに十分注意を払い、周辺環境に配慮するようお願いいたします。

- ・どんと焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却
- ・稲わらの焼却など、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ・落ち葉焚きや焼き芋など、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

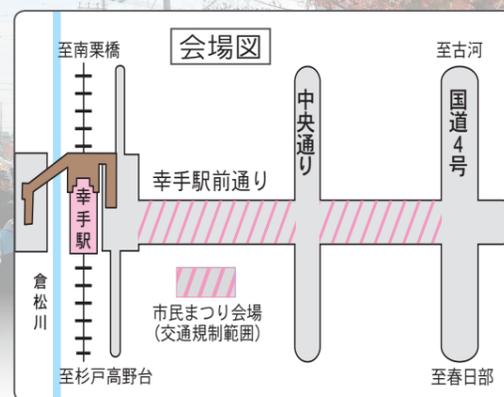
※煙や悪臭がひどく、苦情があった場合は、公害として対応することがあります。

問合せ 環境課 ☎ (48) 0331 ・ FAX (48) 2226

## 第26回幸手市民まつり 模擬店(商エブース)出店者募集

とき 11月10日(日)  
ところ 幸手駅前通り(右図参照)

問合せ 幸手市民まつりの会事務局  
幸手市商工会 ☎ (43) 3830  
商工観光課 ☎ (43) 1111 内線 593 ・ FAX (43) 1123  
※まつりの開催時間や、交通規制時間などの詳細については、決まり次第広報紙や市ホームページでお知らせします。



### ◎模擬店(商エブース)の出店について

- 募集数 42 区画  
※1区画=テント 2.7 m × 3.6 m (机 2 ・ 椅子 4)  
※出店資格を審査の上、定数を超えた場合は抽選となる場合もあります。
- 対象 事業所(幸手市商工会会員事業所)または市民団体(市内の社会教育関係団体・ボランティア団体など)
- 出店料 飲食・物販 5,000 円、展示・PR 3,000 円(出店説明会時に集金)
- 協賛金 5,000 円以上(出店説明会時に集金)
- 注意点
- ・準備時間は当日午前 8 時 ~ 9 時 50 分、片付けは午後 4 時から 1 時間の予定です。
  - ・テント・机・椅子は事務局で用意しますが、設営は各自で行ってください。
  - ・電源はありませんので各自でご用意ください。
  - ・調理などで火を使用する場合は、必ず消火器を用意してください。
  - ・食品類を販売する場合は衛生面に十分ご注意ください。※ビジネス総合保険などにご加入ください。
  - ・生き物などは販売しないでください。
  - ・ごみや道具などの片付けは出店者自らの責任において行い、必ず持ち帰ってください。
  - ・荒天などで中止になった場合でも出店料は返却しません。
- 申込み 9月13日(金)までに、下記書類をご記入の上、幸手市民まつりの会事務局(〒340-0114 幸手市東 3-8-3 幸手市商工会)へお申込みください。
- ①出店申込書・誓約書 ②従事者名簿 ③臨時出店の概要 ④検便実施報告書 ⑤営業許可証(事業者のみ)  
※③~⑤は食品取扱い(個包装含む)の場合のみ。 ※①~③の書類は商工会窓口で配布します。

## 秋の全国交通安全運動

9月21日(土)~30日(月)

この時期の交通事故の特徴は、午前 8 時 ~ 10 時、午後 6 時 ~ 8 時の時間帯に、生活道路で多発しています。事故類型別で多いのは、追突、次いで出会い頭となっています。交通事故に遭わないよう、一人ひとりが十分に気を付けましょう。

### 交通事故を防ぐために

- 早めのライト点灯  
車は早めのライト点灯、ハイビームを上手に活用してください。自転車も早めのライト点灯を心がけましょう。
- 反射材の着用  
歩行者・自転車は反射材の着用で自分の命を守りましょう。
- 歩行者保護  
横断歩道は歩行者が優先です。車は横断歩道を渡ろうとしている歩行者の通行を妨げないように、一時停止をしなければなりません。

問合せ 幸手警察署 ☎ ・ FAX (42) 0110  
危機管理防災課 ☎ (43) 1111 内線 583 ・ FAX (43) 7656

## 交通安全パレードの実施

とき 9月14日(土)  
午前 10 時 30 分

ところ 市役所駐車場 ~ 東さくら通り  
※雨天中止の場合は午前 8 時頃に防災行政無線でお知らせします。

※パレード実施中は、片側通行の規制がかかりますので、迂回などのご協力をお願いします。コース図は市ホームページに掲載しています。



さっちゃんも参加します!

問合せ 危機管理防災課 ☎ (43) 1111 内線 583